

「令和8年度女性のためのキャリアトークカフェ事業」
業務委託仕様書

第1. 委託事業名

令和8年度女性のためのキャリアトークカフェ事業

第2. 事業の目的

県内で働く女性は、業種を越えた横のつながりの乏しさや、ロールモデル・社外メンターに出会う機会の少なさが要因の一つとなり、自身のキャリアについての将来像を描きづらかったり、キャリア形成に不安を抱えやすいことがある。

本事業では、Ⅰ女性同士が安心してつながり、キャリアについて話すことができたり、ロールモデルに出会える場の提供、Ⅱキャリアマネジメント形成など意識啓発に係るセミナーの実施、Ⅲ実務に役立つ知識やスキルを習得する機会の提供を一体的に行うことで、働きたい女性が自身の可能性に気づき、働くモチベーションや自信を高め、キャリアに対する悩みを解消しながら前向きにキャリアビジョンを描けるようになることを目指して取り組むものである。

よって、上記Ⅰ～Ⅲの取組を相互に連携して実施することにより、働きたい女性のキャリアに対する意識改革を図ることに加え、企業経営者や管理職・人事担当者などの女性活躍推進に対する理解を深め、県内の女性活躍のさらなる推進を図ることを目的とする。

第3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日まで

第4. 事業の概要

・事業目的の達成に向け、以下Ⅰ～Ⅲの業務を相互に連携して運営する体制を構築し実施すること。

Ⅰ キャリアトークカフェの企画・運営

Ⅱ 女性の活躍推進に係るセミナーの開催

Ⅲ 女性の活躍推進佐賀県会議ワーキンググループ（WG）の運営・活動支援

・関係する事業を行う産業労働部産業政策課、同部企業立地課、同部ものづくり産業課に加え、RYO-FU BASE（公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業未来創造ベース）、アバンセ（佐賀県立男女共同参画センター）、県内の商工団体、大学等の教育機関などと相互に協力し運営する体制を構築すること。

・本事業では、Ⅰ～Ⅲの取組を通じて、働きたい女性が自身の可能性に気づき、働くモチベーションや自信を高め、キャリアに対する悩みを解消しながら前

向きにキャリアビジョンを描けるようになることを目的として実施するものであるため、RYO-FU BASE を含む三者間で連絡が取れる体制を整えるとともに、RYO-FU BASE が企画する女性の活躍推進に係る事業とも連携すること。

- キャリアトークカフェやセミナー等の開催に当たっては、より多くの参加者を募るため、事前に一定以上の周知期間を確保するとともに、ポスターやチラシ等の制作や各種広報媒体の積極的活用、県内事業所等への個別訪問なども行うこと。

第5. 委託内容

I. キャリアトークカフェの企画・運営

1 目的

本事業は、県内企業で働く女性、働きたい女性、女子大学生等が、交流・学び・対話を通じて自身のキャリアを主体的に考える機会を提供し、将来のキャリア形成に向けた気づきや行動のきっかけを得られる場を創出する取組である。

特に、主に県内で活躍する女性ロールモデルとの対話や、多様な業種・年代の参加者との意見交換を通して、身近なキャリアパスを具体的にイメージできるよう支援することで、参加者が中長期的にキャリアビジョンを描き、自身の強みや特性を把握できるようになるとともに、自己実現に対するモチベーションの向上を図ることを目的とする。

また、グループトーク等を行うことで、参加者が日々の行動変容につながる学びを得ることに加え、今後の施策検討に活かせるよう県内企業における女性活躍の課題や職場の現状の把握も行うこととする。

2 事業内容

1の目的を達成するため、県内企業で働く女性、働きたい女性、女子大学生等がカフェのような雰囲気の中で交流・学び・意見交換を行い、対話を通してキャリア形成のヒントや身近なロールモデル・メンターを見つけるきっかけとなるよう「キャリアトークカフェ」を企画・運営すること。

- (1) 開催頻度 令和8年5月から令和9年1月頃までの期間中で月1回程度
平日夜間2時間程度または土曜日開催を想定。
- (2) 開催回数 8回
※うち2回は大学生が参加しやすい日程・会場で実施すること。
- (3) 主催 女性の活躍推進佐賀県会議、佐賀県
後援 佐賀県経営者協会、佐賀県商工会議所連合会

佐賀県商工会連合会、佐賀県中小
企業団体中央会（予定）

※後援に係る調整は県で行う。

- (4) 対 象 県内企業で働く女性 ※一部回では女子大学生の参加も可
- (5) 定 員 10～20名程度（1回あたり）
- (6) 受 講 料 無料
- (7) 募集方法 一般公募
- (8) キャリアトークカフェの内容
 - ・女性ロールモデル（県内企業等で活躍する女性人材等）をゲストとして招き、体験談の共有や参加者との対話を行う。
 - ・参加者が自分自身や自社の状況に置き換えて考えられるよう、少人数での意見交換（グループトーク）や振り返りを行う。
 - ・その他女性のキャリアビジョン形成に寄与する企画を提供すること。
- (9) 登 壇 者
 - ・キャリアトークカフェにおけるロールモデルの登壇者は、毎回3名とし、原則として県内企業で勤務する女性、または県内で起業している女性を選定すること。
- (10) テーマ設定
 - ・受託者は、キャリアトークカフェ8回分のテーマ案を作成し、県と協議のうえテーマを設定すること。
 ※うち2回は、(Ⅲ) 女性の活躍佐賀県会議ワーキンググループ（WG）と連携し、学生の視点を意識したテーマ設定・企画を行うこと。
- (11) 主な業務内容

主な業務内容は次のとおり想定している

キャリアトークカフェの主な業務内容（想定）

項目	内容
企 画	キャリアトークカフェのテーマ設定（学生向け回についてはワーキンググループとの調整を含む）
	実施内容・進行方法の企画・立案（トーク形式・グループ対話・ワーク等）
	司会進行案、プログラム案の作成
	必要に応じた会場の選定・手配
	実施に必要な機材・ツール類の検討・手配
	各回の年間スケジュールの作成および進行管理
準	配布資料、ワークシート、進行台本等の作成および印刷

備	会場付属設備（机・椅子・マイク・スクリーン等）の調整（必要に応じて）
	必要機材・ツール（付箋・ペン・模造紙等）の準備
	広報物の作成
	広報に必要な素材（キービジュアル、説明文・画像等）の作成
	参加者の受付・管理（参加申込先は受託者が用意するフォームに一元化）
	学生向け回におけるワーキンググループのロールモデルまたはファシリテーター支援（議題整理・資料準備等）
	定員を目安とした参加者確保に係る効果的な広報（告知方法を工夫。必要に応じて大学等との連携）
実施	会場設営、機材設置、資料配布等（必要に応じて）
	キャリアトークカフェの運営（司会を含む）
	グループ対話やワークの進行サポートおよび場づくり
	ワーキンググループが関与する回の伴走支援（当日の役割調整・補助）
	受付、参加者の出欠確認
	アンケートの実施・回収・集計
	利用者情報（氏名・人数等）の把握および県への報告
	業務実績報告書の作成・提出

4 留意点

- ・本事業は、参加者同士の対話を中心とした交流の場であることを踏まえ、単なる講義形式ではなく、参加者が主体的に発言・共有できる構成とすること。
- ・毎回のテーマ・トーク内容が、県内企業で働く女性が直面する課題や興味に即したものとなるよう、事前に参加者層を想定した企画を行うこと。
- ・参加者が自身のキャリアを主体的・中長期的に捉え、将来への迷い・不安を言語化して整理し、前向きにキャリアを描けるよう支援する内容とする。
- ・キャリアトークカフェ参加者の満足度 65%を目標とする。
- ・コミュニケーションや自己理解（特性・強みの棚卸し）につながる対話・ワークを取り入れ、日々の行動変容につなげる内容とする。
- ・安心して発言できる場づくり（ルール設定、プライバシー配慮、否定しないコミュニケーション等）に留意し、受託者が司会・ファシリテーター等を担う。
- ・多様な業種・年齢層の参加者との交流を通じて、新たな視点を獲得の機会を提供し、県内女性のキャリア課題や働きやすさに関する意見を収集すること。
- ・各回終了後、参加者アンケート等により満足度や課題を把握し、次回以降の内容に反映させること。

- ・女性ロールモデルとして適切な人物を選出し、幅広い職種・年代・キャリア背景を反映するよう配慮すること。
- ・募集に際しては、参加者属性が偏らないよう、多様な企業規模・業種の参加が得られる工夫を行うこと。
- ・大学が管理する施設を使用する場合には、施設利用料(借料)が必要となる。
- ・広報にあたっては、キービジュアルの作成に加え、チラシなどの紙媒体の制作、および当課公式 SNS 等で発信できる広報素材の作成を行うこと。

II. 女性の活躍推進に係るセミナーの開催

1 目的

本セミナー事業は、「若手女性」、「管理職としての役割が期待される女性」、「経営者・管理職等」がそれぞれの立場から学びを深めることにより、女性が職場や地域でその能力を十分に発揮でき、また、継続的に活躍できる環境づくりにつながることを整えることを目的とする。

2 事業内容

1の目的を達成するため、次の者を対象とするセミナーを企画し、実施すること。

なお、セミナーの名称は、参加者増加の観点から検討して設定すること。

対象者：若手女性向け

若手女性（卒業後から入社5年以内を目安）に対し、キャリア形成の必要性を理解し、自分らしい働き方を主体的に描けるよう支援するとともに、スキル向上や意識改革につながる学びの機会を提供すること。

- | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 開催回数 | 令和8年度5月から令和9年2月頃までの間に計2回開催 |
| (2) 主催
後援 | 女性の活躍推進佐賀県会議、佐賀県
佐賀県経営者協会、佐賀県商工会議所連合会
佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会（予定）
※後援に係る調整は県で行う。 |
| (3) 対象 | 若手女性（大学等卒業後から入社5年以内程度を目安） |
| (4) 定員 | 30名程度（1回当たり） |
| (5) 受講料 | 無料 |
| (6) 募集方法 | 一般公募 |
| (7) 主な業務内 | 主な業務内容は、「4女性の活躍推進に係るセミナーの |

主な業務内容（想定）（P8）」と「（8）留意点」に記載。

（8）留意点

- ・一方的な講義形式ではなく、受講者同士が意見交換できる場を設けるなど、参加型のセミナーになるよう工夫すること。
- ・開催日時は参加しやすい時間帯等、工夫すること。
- ・受講者募集の際は、手話通訳、託児サービス及び車いす席の希望を取ること。（希望があれば手配）
- ・集客にあたり、セミナータイトルや広報物は、ターゲットの関心を引き、集客につながるものとなるよう工夫すること。また、チラシ作成、県公式 SNS で発信するための画像を文章の作成のほか、効果的な媒体を活用して集客を図ること。
- ・パネリストを手配する場合は、女性ロールモデルとして、主に県内で活躍している女性人材を手配すること。
- ・自身のキャリアについて、主体的・中長期的に考えることで、将来への迷いや不安を解消し、前向きにキャリアプランを描くことができる内容とすること。
- ・効果的なコミュニケーション方法や自分の特性や強みに気づくことで、スキルの向上に寄与する内容とすること。
- ・受講者が自分自身や自身の会社に置き換えて考えることができる内容とすること。

対象者：女性のマネジャー（係長以上）またはその候補者

女性のマネジャー（係長以上）またはその候補者を対し、組織運営やコミュニケーションに関する実践的なスキルを身につけ、部下育成や職場環境づくりに生かせる力を育成する機会を提供すること。

- | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| （1）開催回数 | 令和8年5月から令和9年2月頃までの間に計2回
13：00～16：00の時間帯（1回あたり3時間）を想定 |
| （2）主催
後援 | 女性の活躍推進佐賀県会議、佐賀県
佐賀県経営者協会、佐賀県商工会議所連合会
佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会（予定）
※後援に係る調整は県で行う。 |
| （3）対象 | 女性マネージャー（係長以上）またはその候補者 |
| （4）定員 | 30名程度（1回あたり） |
| （5）受講料 | 無料 |
| （6）募集方法 | 一般公募 |

(7) 主な業務内容 主な業務内容は「4女性の活躍推進に係るセミナーの主な業務内容(想定)(P8)」と「(8)留意点」に記載。

(8) 留意点

- ・一方的な講義形式ではなく、受講者同士が意見交換できる場を設けるなど、参加型のセミナーになるよう工夫すること。
- ・集客にあたり、セミナータイトルや広報物は、ターゲットの関心を引き、集客につながるものとなるよう工夫すること。また、チラシ作成、県公式SNSで発信するための画像を文章の作成のほか、効果的な媒体を活用して集客を図ること。
- ・受講者募集の際は、手話通訳、託児サービス及び車いす席の希望を取る。(希望があれば手配)
- ・受講者が自分自身や自身の会社に置き換えて考えることができる内容とすること。
- ・部下を指導する際の効果的なコミュニケーション方法やマネジメントスキル等、管理職に必要とされるスキルを身に着けることができる内容とすること。

対象者：経営者向け

経営者・管理職層に対し、女性活躍が組織の成長・人材確保・職場風土のアップデートに直結するという視点を提供するとともに、企業経営における重要な戦略として積極的に取り組む意識が高まるような場を提供すること。

(1) 開催回数 1回(令和8年12月を想定)

(2) 主催 女性の活躍推進佐賀県会議、佐賀県
後援 佐賀県経営者協会、佐賀県商工会議所連合会佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会(予定)
※後援に係る調整は県で行う。

(3) 対象 経営層や管理職、人事担当者等

(4) 定員 300名程度

(5) 会場 アバンセホール(想定)

(6) 受講料 無料

(7) 募集方法 一般公募

(8) 主な業務内容 主な業務内容は、「4女性の活躍推進に係るセミナーの主な業務内容(想定)(P8)」と「(8)留意点」にて記載。

(9) 留意点

- ・県内企業の経営者や管理職等の関心を引き、十分な集客が見込めるよう、

講師の選定および内容の工夫を行うこと。

- ・受講者募集の際は、手話通訳、託児サービス及び車いす席の希望を取ること。(希望があれば手配)
- ・懸垂幕・横断幕等の手配等ホールでの講演会に必要な会場設営を行うこと。
- ・集客にあたり、セミナータイトルや広報物は、ターゲットの関心を引き、集客につながるものとなるよう工夫すること。また、チラシ作成、県公式SNSで発信するための画像を文章の作成のほか、効果的な媒体を活用して集客を図ること。
- ・参加型プログラムの導入（質疑の活性化、投票・アンケート等の活用）など、参加者の満足度向上につながる企画とすること。

4 女性の活躍推進に係るセミナーの主な業務内容（想定）

項目	内容
企画	セミナー内容の企画・立案（セミナータイトルも含む）
	講師・ファシリテーター・テクニカルスタッフ・コーディネーター等の選定、 依頼
	会場の手配
	セミナー開催のための機材・ツール等の手配
	事業実施に当たって必要なスケジュール作成及び進行管理
準備	配布資料・進行台本の作成及び印刷
	会場付属設備（マイク、机、椅子、ひな壇等）の手配（必要に応じて）
	必要機材・ツールの準備
	広報チラシ・ポスターデザイン、印刷、封詰め、発送
	定員を目安とした参加者確保に係る効果的な広報 （告知方法を工夫。必要に応じて大学等との連携）
	参加者の受付・連絡（参加申込先は委託業者に一元化すること）
実施	会場設営、機材設置、資料配布等（必要に応じて）
	セミナー運営（司会進行を含む）
	講師・ファシリテーター・テクニカルスタッフ・コーディネーター等派遣
	講師、コーディネーター等対応（謝金等支払）
	アンケート実施、回収、集計
	業務実績報告

III. 女性の活躍推進佐賀県会議ワーキンググループ（WG）の支援・運営

1 目的

女性の活躍推進佐賀県会議ワーキンググループ（WG）は、女性活躍の推進に賛同する県内の企業・団体などから推薦された管理職候補の女性が集まり、互いに学び合いながら成長していく場である。参加者一人ひとりが、相手の意見や思いを引き出すファシリテータースキルや、自らの経験などを言語化し、周囲に伝える力が磨かれ、今後のキャリアアップや次のステップへの挑戦へとつなげていくことを目的とする。

2 事業内容

1の目的を達成するため、WGの企画・運営を行うとともに、参加者のスキルアップや活動報告書作成の伴走支援を行うこと。

- (1) 実施期間 令和8年5月から令和9年1月までの期間で月1回
※5月のワーキンググループは5月20日（水）を予定
※毎月第3水曜日午後（一部変更あり）の実施を想定。
- (2) 実施回数 年9回
- (3) 対象者 県内企業・団体に働く管理職候補者10名
（参加者は、県で募集及び選定を行う。）
- (4) 開催場所 県で指定する場所（県で確保する。）
- (5) WGの活動内容
 - ① ファシリテーターとして必要な知識・スキルやプレゼンテーションスキルの習得
 - ② 学生対象のキャリアトークカフェ（佐賀市内の大学を想定）におけるファシリテーター役またはロールモデル役の実践
 - ③ 女性が県内で生き生きと働けるよう県内各企業でぜひ取り組んで欲しいことの企画・提案
 - ④ ワーキンググループ会議での検討内容（上記③）についての報告書作成
- (6) 主な業務内容
主な業務内容は次のとおり

女性の活躍推進佐賀県会議ワーキンググループ（WG）の主な業務内容（想定）

項目	内容
実施	ファシリテーターの選定、依頼
	ワーキンググループ会議へファシリテーター派遣（年9回）
	進行にあたり資料の作成

（7）留意点

- ・WGメンバーがロールモデル・メンターとして学べる環境づくりの支援をすること。
- ・WGメンバーが年間を通じて検討する「女性が県内で生き活きと働けるように県内企業でぜひ取り組んで欲しいこと」の議論のサポート及び報告書の作成補助を行うこと。
- ・伴走支援にあたっては、WGメンバーが互いに意見交換しやすい環境を整え、主体的に発言・参加できるよう配慮すること。
- ・また、ファシリテーターやロールモデルとしての気づきや学びが得られるよう、対話を促進する働きかけを行うこと。
- ・本件の伴走支援や助言にあたっては、ワーキンググループメンバーに気づきを与え、県内のロールモデルやメンター、リーダーとしての今後の成長を促す機会となるよう配慮するものとし、一方的に方向性を示すこととしないよう留意すること。

第6. 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第7. 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。報告書には参加者数、成果、課題、改善点、写真等を含めること。

第8. その他

- （1）本事業に関する事務は、受託者が行う。
- （2）受託者は、事業の実施状況について県に適宜報告する。
- （3）受託者は、必要に応じて、県内の商工団体や支援機関とも十分な連携を図ること。
- （4）受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、

データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

- (5) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (6) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (7) 本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、県に帰属するものとする。
- (8) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (9) 受託者、及び本事業に従事する講師等は、守秘義務や個人情報保護法(平成15年法律第57号)等を遵守するとともに、事業の目的もしくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、県の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。